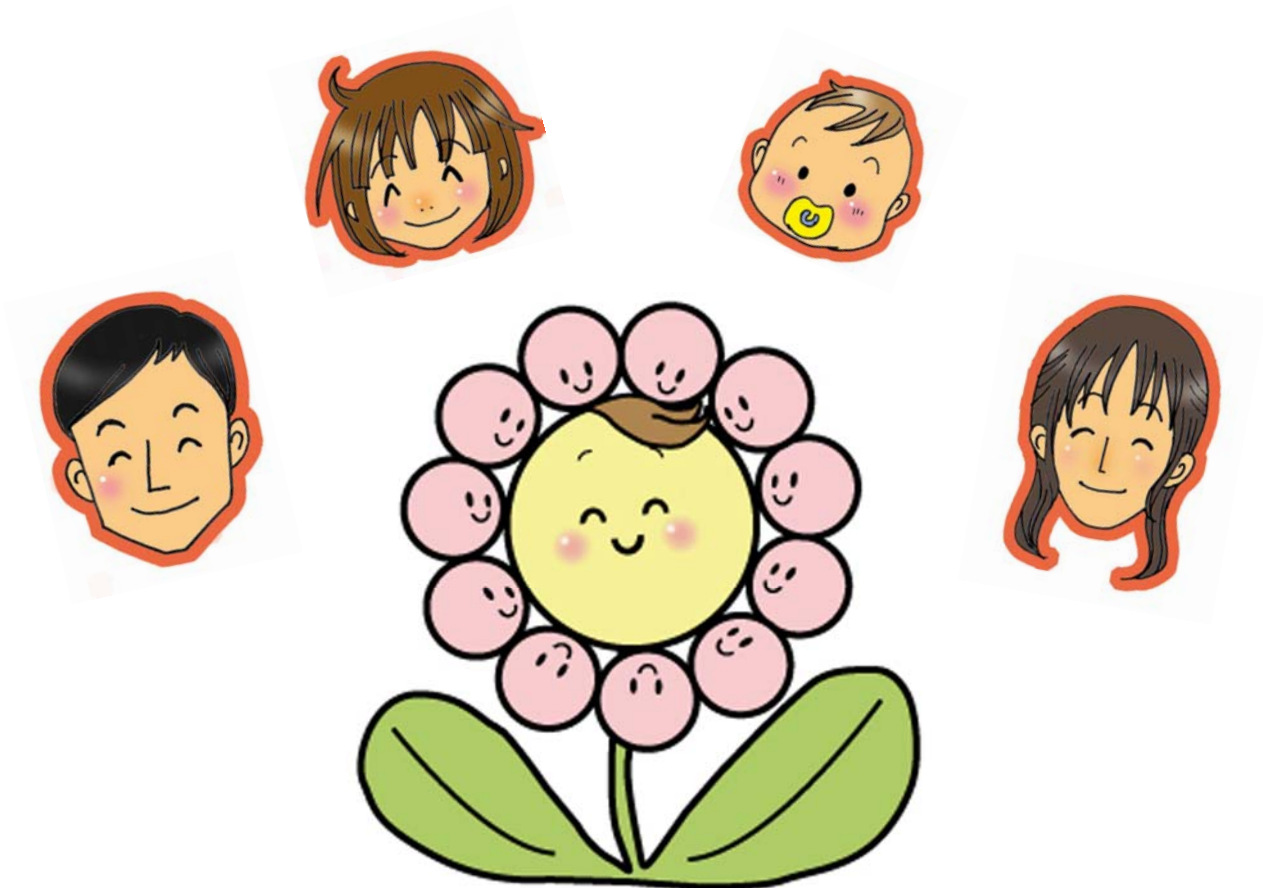


〈概要版〉

さがみはら いまいき親子 応援プラン

～相模原市次世代育成支援行動計画～

後期計画



相模原市子育て応援イメージキャラクター
『はなたん』

相 模 原 市



目 次

I	計画の策定に当たって	1
II	計画の基本的な考え方	2
III	計画の推進	2
IV	施策体系	3
V	基本目標と施策の方向	4
VI	特定事業の数値目標	13
VII	個別計画	14
	○相模原市保育計画	14
	○相模原市幼稚園教育振興プログラム	19
	○相模原市母子家庭等自立促進計画	24

I 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

少子化が深刻な社会問題となる中、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、すべての自治体に次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することが義務付けられました。

本市においては、平成17年3月、「相模原市次世代育成支援行動計画（さがみはら いきいき親子 応援プラン）」を策定し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するため、すべての子育て家庭に対する総合的な支援に取り組んできました。

その後、津久井地域との合併や政令指定都市への移行など、本市の状況は大きく変化していることから、地域の特性を踏まえながら、次世代育成支援対策を推進していく必要があります。

そこで、本市の次世代育成支援対策に関する取組がより一層充実したものとなるよう、次代を担う子どもと子育て家庭を総合的に支援する「相模原市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。

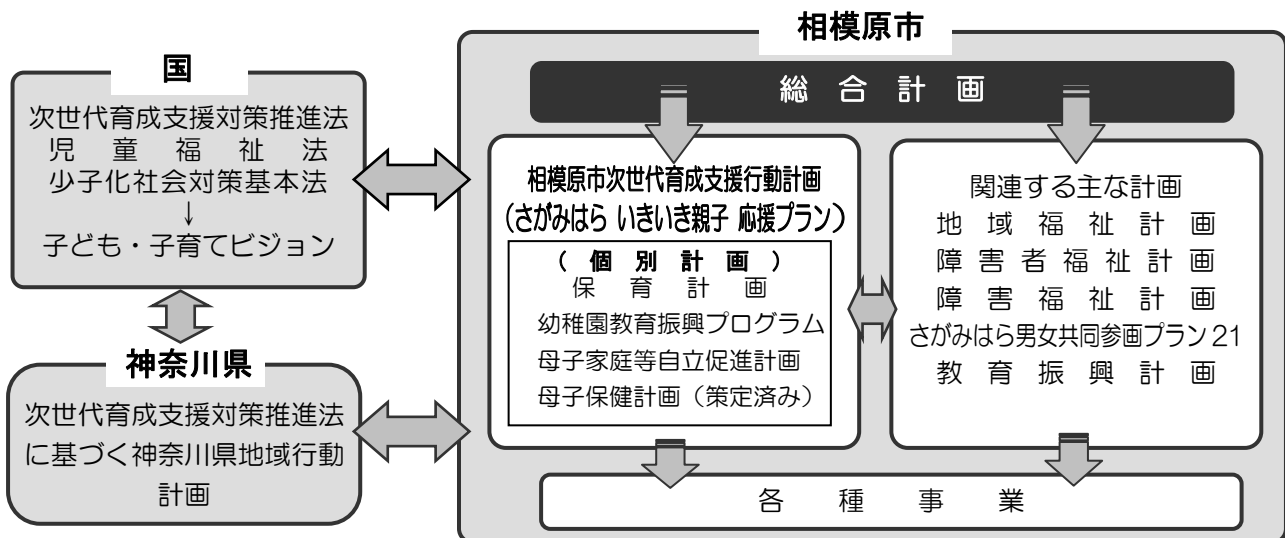
2 計画の位置付け

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として、すべての子どもとその家庭を対象に、本市が今後進めていく子育て・子育て支援施策の方向性や目標を定めたものです。

さらに、これまでの本市における取組の継続性を保つとともに、様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるために、総合計画や関連する他の計画と連携し、整合性を持ったものとして定めています。

子どもとその家庭に関わる計画である「相模原市保育計画」、「相模原市幼稚園教育振興プログラム」、「相模原市母子家庭等自立促進計画」、「相模原市母子保健計画（平成15年3月策定）」については、内容が本計画に包括されることから、これらの計画を個別計画に位置付けることとします。

また、「相模原市青少年健全育成計画（平成16年3月策定）」については、青少年の健全育成と子育て・子育て支援を総合的・一体的に進めるため、本計画に含むものとしてします。



3 計画の期間

この計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とします。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

前期計画では、本市の次世代育成支援対策のめざす方向性として、次の基本理念を定めており、後期計画でもこの基本理念を継承していきます。

「子どもの夢 輝く みんなで育ちあうまち さがみはら」

無限の可能性を持つ子どもの育ちを支えるとともに、親が安心して夢や希望を持って子育てができ、そして、子どもや子育て家庭を支えることを通じてあたたかい絆を育み、新たな地域社会を創造し続けることができるよう、市民と行政がパートナーシップを築き、子育てを通して子ども、家庭、地域みんなで育ちあう「まち」をめざします。

2 基本方針

この計画では、基本理念に基づき、「子ども」「家庭」「地域」を視点にした次世代を育むためのしくみづくりを進めるため、次の3つの基本方針を掲げています。

I 子どもが自らの夢をふくらませ 育つことを支える 環境づくり

子どもを権利の主体者として尊重し、明日の社会を拓く子どもの幸せを第一に考え、子どもが自分の夢をふくらませ、心身ともに健やかに育つことができるような環境づくりを進めていきます。

II 子どもを生き育てることに 安心と楽しさを感じられる 暮らしづくり

核家族化の進行や就労環境の変化などを背景に、親が不安や負担感をかかえて子育てに向き合っている場合が少なくない状況の中で、地域全体で子どもとおとなが共に育ちあい、子どもを生き育てることに安心と楽しさを感じられるような暮らしづくりを進めていきます。

III 子育て・子育ちのあり方を みんなで育みあうための しくみづくり

子育て・子育ちを家庭や行政だけでなく、地域全体の課題としてとらえ、地域での支えあいをより一層充実させていくために、市民と行政がパートナーシップを築き、みんなで子育て・子育ちのあり方を考え、育みあうためのしくみづくりを進めていきます。

Ⅲ 計画の推進

1 家庭、地域、企業が担う役割

(1) 家庭の役割

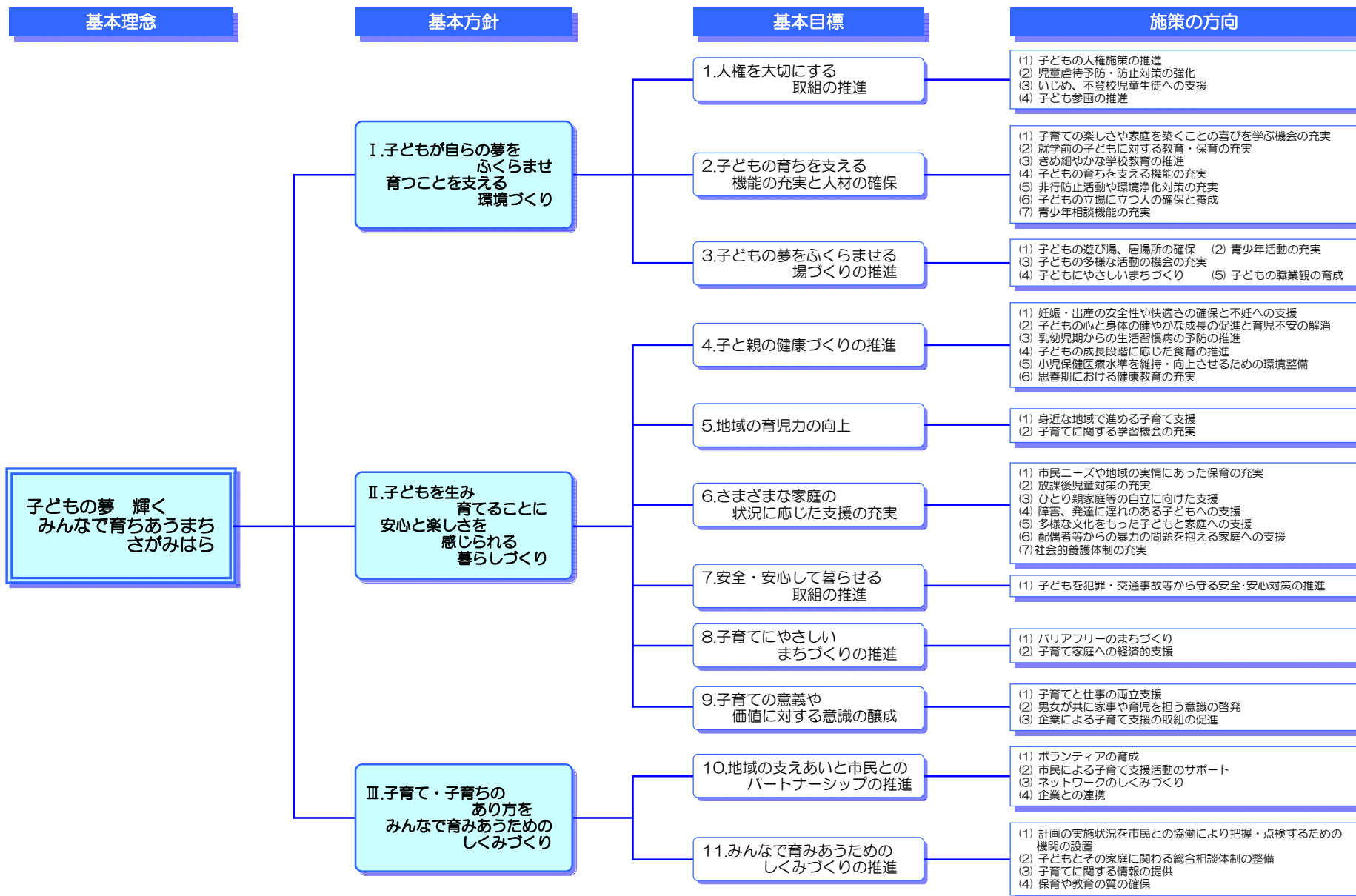
保護者は、子育てについての第一義的な責任を有するという認識のもと、子どもの思いやりや自主性、責任感などを育むよう、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行います。

(2) 地域の役割

すべての子どもが地域の人々との交流を通して健全に成長できるよう、子育てのための相互支援活動に積極的に取り組むなど、子育て家庭を地域ぐるみで応援します。

(3) 企業の役割

働いているすべての人にとって、ゆとりある働き方が可能な就業環境や条件の整備を進めるとともに、地域社会へのより一層の貢献と参画に努めます。



V 基本目標と施策の方向

基本目標1 人権を大切にする取組の推進

(1) 子どもの人権施策の推進

「子どもの権利条約」に関する教育・啓発活動を行うなど、子どもを含むすべての市民が、子どもを人権の主体として尊重することの大切さの認識を深める取組等を進めます。

(2) 児童虐待予防・防止対策の強化

児童相談所、警察、医師などの関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」の運営をさらに充実し、虐待や非行の早期発見及び適切な保護に努めるとともに、様々な事業において連携し、子どもとその家庭を見守り、支援する体制の充実を図ります。

また、政令指定都市への移行に伴い、市の児童相談所が設置されることから「要保護児童対策地域協議会」や関係機関との連携を図りながら、専門的な対応や権限を必要とするケースへ対応する体制の充実を図ります。

(3) いじめ、不登校児童生徒への支援

いじめ、不登校などの悩みや課題を持つ児童生徒やその保護者が、学校や地域で気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

(4) 子ども参画の推進

子どもの声がまちづくりに反映されるよう、子どもが主体的に参画し、積極的に意見を表明できる場づくりを進めます。

【成果指標】

指 標	単位	基準値 (H20)	目 標 (H26)	指標の説明等
親が自分のことを理解してくれていると思う子どもの割合 【市独自調査】	%	77.2	78.0	家庭における子どもを取り巻く環境の状況を見る指標

※民間教育研究機関の「子育て生活基本調査」を参考に、増加することを目標として設定しました。

基本目標2 子どもの育ちを支える機能の充実と人材の確保

(1) 子育ての楽しさや家庭を築くことの喜びを学ぶ機会の充実

中・高校生等が、命や家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を進めます。また、男女が協力して子どもを育てることや家庭をつくることの大切さについて、子どもの認識や理解を得るための取組を進めます。

(2) 就学前の子どもに対する教育・保育の充実

就学前教育・保育を担う幼稚園や保育所の振興を図り、人間形成の基礎となる乳幼児期の子どもの発達に即した教育・保育の充実に努めます。また、就学前教育・保育から就学後の教育にスムーズに移行できるよう、幼稚園・保育所と小学校、中学校の連携を進めます。

(3) きめ細やかな学校教育の推進

少人数指導など多様な学習形態を取り入れながら、児童生徒一人ひとりの個性や発達・成長の状況に応じたきめ細やかな指導を充実するとともに、地域の特色を反映した創意ある教育活動の取組を進め、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めます。また、異年齢交流や同世代の子ども同士が相互にふれあう機会が少なくなっていることから、各種教育活動を通じて、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校等の相互の交流を進めます。

(4) 子どもの育ちを支える機能の充実

学校教育に保護者や地域社会の意向を反映させ、家庭や地域社会と一体となった「地域の中の学校」として、信頼される学校づくりを進めます。また、教職員が子どもに向き合う時間を確保し、教育活動に力を発揮することができるように制度や体制の整備を検討するとともに、教職員に求められる資質・能力を高め、子どもを取り巻く社会等の変化に対応できるよう、教職員の研修体制を充実します。

(5) 非行防止活動や環境浄化対策の充実

子どもの非行等の問題行動を早期に発見し適切に対応するため、学校、警察、青少年健全育成組織等の関係機関と連携しながら、街頭パトロールや相談等の活動を進めます。また、性や暴力等に関する凶書や情報などの有害な環境は、子どもに対し悪影響を与えることから、地域住民や関係機関と連携・協力して、地域の環境浄化活動を進めます。

(6) 子どもの立場に立つ人の確保と養成

メンタルフレンドや学生ボランティア等、子どもの立場に立つ人の確保に努めます。また、子どもに関わる人が、子どもの声に耳を傾け、子どもと一緒に考えることができるよう、研修の充実に努めます。

(7) 青少年相談機能の充実

複雑化・多様化する子どもの心の成長と心の問題に関わるすべての相談について、児童生徒や親が気軽に相談できる体制づくりを進めます。

【成果指標】

指 標	単 位	基準値 (H20)	目 標 (H26)	指標の説明等
学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合 【市独自調査】	%	90.0	91.0	児童・生徒が、いきいきと学校に通っているかを見る指標

※「全国学力・学習状況調査」（文部科学省実施）で「学校で友達と会うのが楽しい」と回答した児童生徒数の伸び率（全国平均）を参考に、目標として設定しました。

基本目標3

子どもの夢をふくらませる場づくりの推進

(1) 子どもの遊び場、居場所の確保

公園、子どもの広場、ふれあい広場等、子どもの遊び場の充実を図ります。また、中・高校生等の居場所づくりや、冒険遊び場等の新しい形の遊び場について引き続き検討します。

(2) 青少年活動の充実

青少年指導者、ジュニアリーダーやシニアリーダーなどの育成・確保に努めるとともに、青少年の交流と活動の拠点である青少年学習センター事業の充実等により、青少年活動の促進を図ります。

(3) 子どもの多様な活動の機会の充実

「生きる力」「道徳観・正義感」を育むため、自然体験をはじめスポーツ、芸術・文化活動、国際交流など、子どもの様々な関心や子どもの成長・発達段階に応じた多様な遊びや学習の機会の充実を図ります。

(4) 子どもにやさしいまちづくり

こどもセンターや児童館、公民館等において、子どもを含めた市民の参画を促進し、市民の意見を反映した事業の実施に努めます。また、自然とのふれあいを通じて、子どもたちの豊かな心を育むため、身近なみどりの保全を図ります。

(5) 子どもの職業観の育成

子どもの職業観を育成するため、子どもに社会との関わりを実感することができる機会を提供し、就労や自立に関する意識啓発を進めます。

【成果指標】

指 標	単位	基準値 (H20)	目 標 (H26)	指標の説明等
体験活動をして良かったと感じる児童・生徒の割合 【市独自調査】	%	70.0	72.5	体験学習の効果を見る指標

※ 活動内容の充実等により、2.5ポイントの増加を見込み、目標として設定しました。

基本目標4

子と親の健康づくりの推進

(1) 妊娠・出産の安全性や快適さの確保と不妊への支援

妊婦やその家族が協力して妊娠から出産まで安全・快適に過ごすことができるよう、産婦人科救急事業や妊婦健康診査事業等を実施します。また、女性や家族が不妊の悩みを解消できるよう、情報交換の場や気軽に相談できる体制を整えます。

(2) 子どもの心と身体の健やかな成長の促進と育児不安の解消

安心して楽しく育児ができるよう訪問指導を充実するとともに、育児相談・育児教室等を通して育児に関する情報提供の充実を図ります。また、外国籍の子どもや病気の子ども、また未熟児・多胎児等すべての子どもが安心して生活できるよう、個々にあったきめ細やかな育児支援を進めます。

(3) 乳幼児期からの生活習慣病の予防の推進

乳幼児期から適切な生活習慣を身につけることができるよう、生活習慣病予防に関する情報提供を充実するとともに、幼稚園、保育所など関係機関との連携を進めます。また、歯の健康を守るために、歯磨きの習慣を身につけ積極的に虫歯の予防ができるように、普及・啓発や歯科保健に関する情報提供の充実を図ります。

(4) 子どもの成長段階に応じた食育の推進

子どもの発育・発達に応じた効果的な食育の推進のために、相模原市食育推進計画に基づき、子どもの食に関わる様々な機関が連携しネットワークづくりを進めます。

(5) 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

感染症や事故などから子どもを守り、すべての子どもたちが安全で健康に過ごせるよう、予防接種や事故予防対策を実施するとともに、それらに関する情報提供を積極的に進めます。また、誰もが適切な保健医療サービスを受けることができるよう、かかりつけ医の普及、小児急病診療事業や特定疾患等の小児医療援護事業を実施するとともに、それらに関する情報提供の充実に努めます。

(6) 思春期における健康教育の充実

命の大切さを知り自分を大切に、性に関する正しい知識を持って行動できるように、学校と連携して性教育の推進を図ります。また、将来の健康を意識し自ら健康管理ができるよう、たばこやアルコール、薬物乱用の有害性についての情報提供の充実に努めるとともに、家族やまわりのおとなが子どもの健康を守るができるよう、気軽に心や身体の相談ができる体制を整えます。

【成果指標】

指 標	単位	基準値 (H20)	目 標 (H26)	指標の説明等
子どもを生きやすい環境であると感じている市民の割合 【市民アンケート】	%	55.7	57.9	子どもを生きやすい環境が本市に整っているかを見る指標

※市「母子保健計画」における、妊娠・出産に満足している母親の割合の平成15年度から平成20年度までの伸び率を参考に、目標を設定しました。

指 標	単位	基準値 (H20)	目 標 (H26)	指標の説明等
安心して医療が受けられると感じている市民の割合 【市民アンケート】	%	40.6	44.7	市民が安心して医療を受けているかどうかを見る指標

※市民アンケート調査で「感じていない」と回答した人の3割が「感じている」へ移行することを目標として設定しました。

基本目標5

地域の育児力の向上

(1) 身近な地域で進める子育て支援

地域の人材や資源を活用し、子どもとその家庭への支援の充実を図るため、子育て中の親子が交流する場の提供、子育てに関する情報の提供や相談の実施など、地域における子育て支援を推進します。

(2) 子育てに関する学習機会の充実

家庭教育はすべての教育の出発点であることから、子どもに関わる関係機関が連携し、子どもの発達段階に応じた子育て講座など、家庭教育や子育てに関する学習機会の提供を進めます。

【成果指標】

指 標	単位	基準値 (H20)	目 標 (H26)	指標の説明等
子どもを育てやすい環境であると感じている市民の割合 【市民アンケート】	%	47.3	56.0	子どもを育てていく上での環境が本市に整っているかを見る指標

※「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（厚生労働省）における、第1子出産前後の女性の継続就業率の数値目標の伸び率を参考に、目標を設定しました。

基本目標6

さまざまな家庭の状況に応じた支援の充実

(1) 市民ニーズや地域の実情にあった保育の充実

総合的に施策を実施し、保育所待機児童の解消に向けた取組を進めます。また、市民ニーズの多様化に対応するため、特別保育等の充実を図ります。

(2) 放課後児童対策の充実

児童クラブの充実を図り、待機児童の解消に向けた取組を進めるとともに、小学校の余裕教室などを利用して、子どもたちが自由に過ごすことができる居場所づくりに努めます。

(3) ひとり親家庭等の自立に向けた支援

ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、社会的、経済的な自立に向けた支援を推進するとともに、相談業務や支援制度・行政サービスについての情報提供を充実します。また、就業を促進するため、資格取得等に伴う経済的負担の軽減を図る施策を推進するとともに、職業紹介を実施します。

(4) 障害、発達に遅れのある子どもへの支援

障害の軽減や生活能力の向上を図るために、障害の早期発見からその後の療育まで一貫した対応を進めます。また、一人ひとりの可能性を大切に、乳幼児期の保育・教育内容の充実や、子ども同士の交流を深めるための取組、子ども一人ひとりに適切な教育の場を提供するなど、ライフステージを見通した対応が可能となるよう取組を進めます。

(5) 多様な文化をもった子どもと家庭への支援

外国籍市民に対する情報面での支援や、市民ボランティアが主体となり外国籍市民の支援活動を行う事業の充実など、多様な文化を持った子どもと家庭が暮らしやすい環境づくりに努めます。

(6) 配偶者等からの暴力の問題を抱える家庭への支援

配偶者等からの暴力の根絶に向けて、あらゆる機会を通して広報・啓発に努めます。また、配偶者等からの暴力に苦しむ被害者からの相談と救済に努めるとともに、自立に向けた支援を推進します。

(7) 社会的養護体制の充実

社会的養護の提供量及びその質を確保するため、養護体制の整備及び人材の育成を計画的に進めるとともに、社会的養護の下にいる子どもの権利擁護の強化、施設等の公正かつ適切な評価のためのしくみづくりを推進します。また、子どもの状況に応じた支援体制の充実を図るため、家庭的な環境における養護体制の普及啓発及び整備を推進します。親子分離を行った場合における家庭復帰後の子どもや在宅で生活をする子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者指導をはじめとした地域における家庭支援の推進を図ります。

【成果指標】

指 標	単 位	基準値 (H20)	目 標 (H26)	指標の説明等
子どもを必要なときに預けられる場（人・場所）がある市民の割合 【市民アンケート】	%	68.7	71.9	子どもを預けられる人や場所が、確保されているかを見る指標

※市民アンケート調査で「預ける場所がない」と回答したうちの約2割の人が、「預ける場がある」へ移行することを目標として設定しました。

基本目標7

安全・安心して暮らせる取組の推進

(1) 子どもを犯罪・交通事故等から守る安全・安心対策の推進

犯罪の発生を未然に防止するため、自主防犯活動の充実を促進するとともに、住民相互の連帯意識と防犯の意識の高揚に努めます。また、家庭、学校、地域等あらゆる機会

を通じて交通安全教育を徹底し、交通安全意識の高揚に努めます。

【成果指標】

指 標	単位	基準値 (H20)	目 標 (H26)	指標の説明等
犯罪の被害にあった（あいそうになった）子どもの割合 【次世代育成支援に関するアンケート調査】	%	12.3	11.0	子どもの安全が確保されているかを見る指標

※「次世代育成支援に関するアンケート調査」における平成15年度から平成20年度までの減少率を参考に、目標を設定しました。

基本目標8

子育てにやさしいまちづくりの推進

(1) バリアフリーのまちづくり

子ども連れの人など、誰もが安心して利用できるように、公共施設等のバリアフリー化を進めます。また、歩道の段差解消をはじめ安全な歩行者空間の整備等、みんなが安心して通行できる、人にやさしいまちづくりを進めます。

(2) 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭を経済的に支援するため、各種手当の支給や助成等を実施します。また、就学や就職を促進するための経済的な支援を行います。

【成果指標】

指 標	単位	基準値 (H20)	目 標 (H26)	指標の説明等
子育てや教育にかかる費用が負担と感じている市民の割合 【次世代育成支援に関するアンケート調査】	%	46.8	43.3	子育てに関する経済的負担の軽減が図られているかを見る指標

※「次世代育成支援に関するアンケート調査」における平成15年度から平成20年度までの減少率を参考に、目標を設定しました。

基本目標9

子育ての意義や価値に対する意識の醸成

(1) 子育てと仕事の両立支援

多様な働き方に対応するため、延長保育、休日保育等の特別保育や放課後児童対策などを充実し、子育てと仕事の両立支援に努めます。また、子育てと仕事の両立を目指す人に対する就労支援を推進します。

(2) 男女が共に家事や育児を担う意識の啓発

男性が子育てに目を向け、家庭内における子育ての役割分担を自覚し、男女が共に協力して家事や育児を担う意識を広めていきます。

(3) 企業による子育て支援の取組の促進

国や県、関係機関と連携しながら、仕事と生活の調和の実現に向けた制度等の普及を促進します。また、子育てと仕事の両立支援を行う企業等のPRに努めます。

【成果指標】

指 標	単位	基準値 (H20)	目 標 (H26)	指標の説明等
出産を契機に離職しなければならなかった割合 【次世代育成支援に関するアンケート調査】	%	33.3	27.2	仕事と生活の調和が図られているかを見る指標

※「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（厚生労働省）における、第1子出産前後の女性の継続就業率の数値目標の伸び率を参考に、目標を設定しました。

基本目標10

地域の支えあいと市民とのパートナーシップの推進

(1) ボランティアの育成

子育てに関わるボランティア等を育成するとともに、ボランティア等が地域においてより活動しやすい環境を整えるなど、人材づくりと活動の一層の促進を図ります。

(2) 市民による子育て支援活動のサポート

市民総ぐるみで子育てを応援する機運をさらに高め、次世代育成支援の担い手である市民による子育て支援活動を奨励し、ボランティアグループやNPO法人等を育成するとともに、その活動を支援します。

(3) ネットワークのしくみづくり

子どもの健やかな育ちを身近な地域で支えるため、子育てボランティア、NPO法人、民生委員・児童委員、学校、行政などを含めた子どもに関わる関係者が連携し、地域の子育て支援のネットワークづくりに取り組みます。また、子育て支援事業の運営に、市民の意見を反映するしくみづくりを進めます。

(4) 企業との連携

企業との連携により子育て支援の充実を図るとともに、企業が子育て支援に参画しやすいしくみづくりを進めます。

【成果指標】

指 標	単位	基準値 (H20)	目 標 (H26)	指標の説明等
地域の子どもへの育成活動に参加した市民の割合 【市民アンケート】	%	17.8	18.8	地域における、子どもに関する各種活動への参加状況を見る指標

※「社会生活基本調査」（総務省）の「子どもを対象とした活動」の結果をもとに、アンケート値の毎年の伸び率を参考に、目標を設定しました。

指 標	単位	基準値 (H20)	目 標 (H26)	指標の説明等
地域活動への参加率 【市民アンケート】	%	30.4	34.3	地域団体が活発に活動しているかを見る指標

※市民アンケート調査で「よく参加している」「ときどき参加している」と回答した人を毎年約0.6ポイント増加することを目標として設定しました。

基本目標 11

みんなで育みあうためのしくみづくりの推進

(1) 計画の実施状況を市民との協働により把握・点検するための機関の設置

行動計画を総合的かつ効果的に推進するため、公募市民や学識経験者、関係団体等で構成される推進会議等を運営し、計画の実施状況を把握・点検するとともに、市民の意見を計画の推進に反映させます。

(2) 子どもとその家庭に関わる総合相談体制の整備

子どもに関する相談等について、身近な地域において一元的に応じる組織の整備など、子ども自身や子育て家庭からのあらゆる相談等に応じる体制の充実を図ります。また、身近な地域の窓口と児童相談所などのより高い専門性を有する機関との連携を強化し、相談から支援までの一貫した体制の充実を図ります。

(3) 子育てに関する情報の提供

子育て関連情報を紹介するため、様々な情報媒体を通して情報の提供に努めます。また、多様な子育て支援に関する情報を一元的に把握する職員を配置し、市民への情報提供や援助等の支援を充実します。

(4) 保育や教育の質の確保

保育所、幼稚園、学校等に関わるすべての職員の専門性を高めるとともに、資質の向上を図るため、研修事業を充実します。また、保育所、学校等の子ども関連施設の運営においては、利用者が必要とする情報の的確な提供や、サービスの質についての公正かつ適切な評価のためのしくみづくりについて検討します。

【成果指標】

指 標	単位	基準値 (H20)	目 標 (H26)	指標の説明等
子育て情報を得るために、市ホームページを利用している市民の割合 【次世代育成に関するアンケート調査】	%	17.2	19.6	子育てに関する情報が活用されているかを見る指標

※ 「次世代育成に関するアンケート調査」の結果をもとに、インターネットの普及率を参考に、目標を設定しました。

VI 特定事業の数値目標

この計画を推進するため、国が指定する特定事業について数値目標を設定し、その達成に努めます。

事業名	現状（平成21年度）		平成26年度目標値	
	通常保育事業	67か所	7,558人	76か所
延長保育事業	63か所	1,260人	69か所	1,380人
夜間保育事業	1か所	30人	2か所	60人
休日保育事業	2か所	30人	4か所	70人
病児・病後児保育事業	1か所		4か所	6,000人日 (年間)
一時預かり事業	47か所		32か所	
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)	79か所	4,119人	86か所	4,849人
ショートステイ事業	0か所		1か所	
トワイライトステイ事業	0か所	0人	1か所	3人
ファミリーサポートセンター事業	1か所		1か所	
地域子育て支援拠点事業 (ひろば型)	0か所		3か所	

ショートステイ事業

子どもを養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭における子どもの養育が困難になった場合に、児童福祉施設等で一時的に養育する事業

トワイライトステイ事業

子どもを養育している家庭の保護者が残業等の理由により、家庭における子どもの養育が困難になった場合に、児童福祉施設等で生活指導、夕食の提供等を行う事業

地域子育て支援拠点事業（ひろば型）

主に乳幼児（0歳～3歳）を持つ子育て中の親子の交流、集いの場を提供する事業

相模原市保育計画

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

保育計画は、保育需要が増大している市町村が、保育所待機児童の解消や多様化する保育ニーズへの対応を、総合的に進めるための計画です。

本市では、多数の待機児童が生じていることから、平成17年度から平成21年度までを計画期間とする保育計画を策定し、「待機児童の解消」「特別保育の拡充」「地域子育て支援の充実」に向けて取り組んできましたが、平成21年4月1日現在の待機児童数は439人を数え、その解消が喫緊の課題となっています。

こうしたことから、増大する待機児童への対応、多様化する保育需要への対応、子育て家庭の負担感軽減のための支援について、後期計画を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

児童福祉法第56条の8の規定に基づき、待機児童が50人以上いる市町村が策定する法定計画として、また、相模原市次世代育成支援行動計画（後期計画）の個別計画として位置付けるものです。

(3) 計画の期間

平成22年度から平成26年度までの5年間

2 保育需要の将来推計

(単位：人、%)

	実績	計 画 期 間					参 考 期 間		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
就学前児童数 (対前年増減)	36,744	36,283 (△461)	35,589 (△694)	34,691 (△898)	33,939 (△752)	33,388 (△551)	32,743 (△645)	32,202 (△541)	31,829 (△373)
要保育児童数 (対前年増減)	8,488	8,606 (118)	8,662 (56)	8,659 (△3)	8,682 (23)	8,748 (66)	8,782 (34)	8,836 (54)	8,931 (95)
要保育児童率 (対前年増減)	23.10	23.72 (0.62)	24.34 (0.62)	24.96 (0.62)	25.58 (0.62)	26.20 (0.62)	26.82 (0.62)	27.44 (0.62)	28.06 (0.62)

※ 就学前児童数は、平成21年の0-2歳人口と新総合計画における推計値に約8%の差があることから、新総合計画の0-2歳の推計数値に1.08を補正して児童数を見込んだものです。

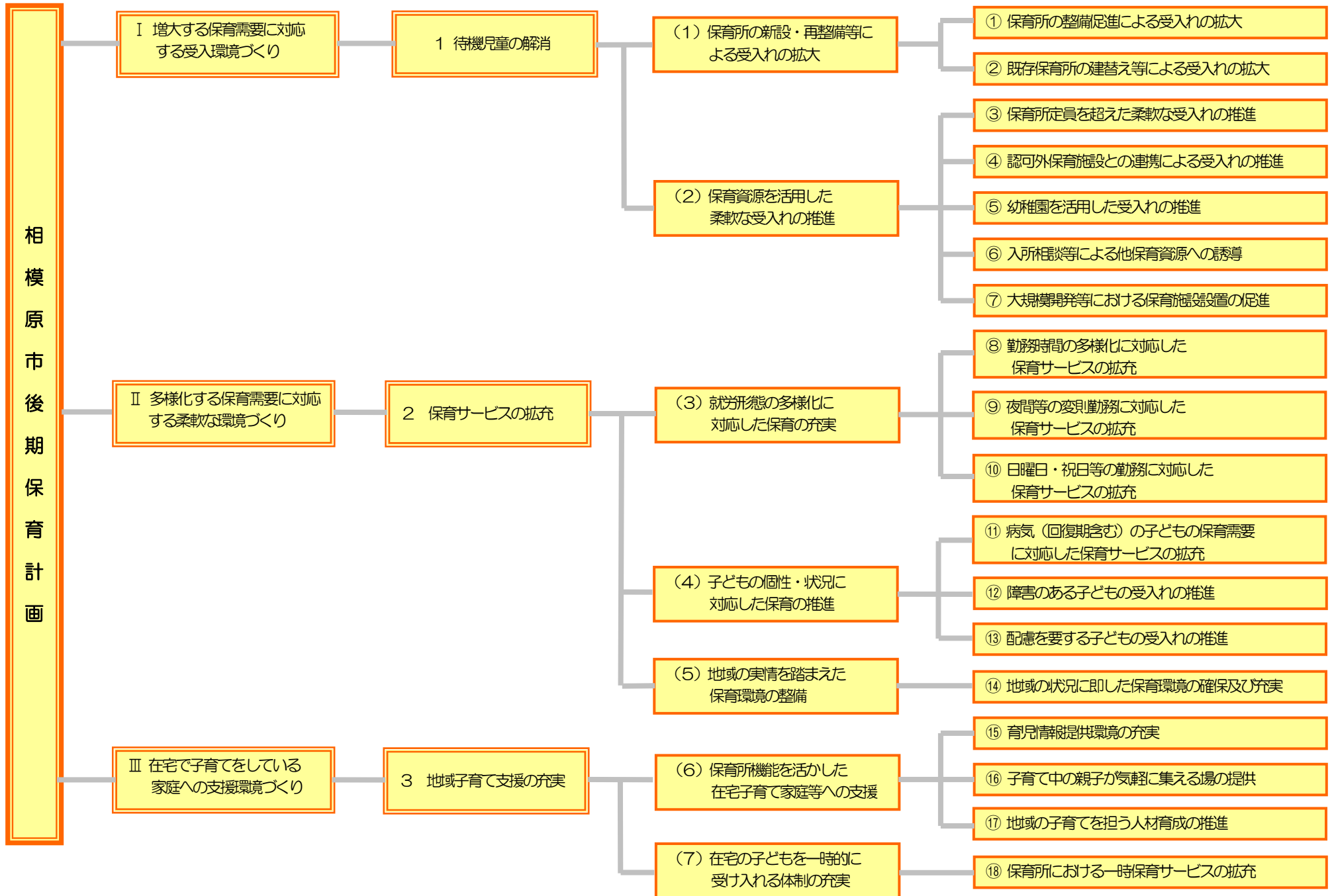
※ 要保育児童率は、平成16年から平成21年までの実績を参考に平均伸び率を0.62として見込んだものです。

3 計画の体系

<基本方針>

<基本目標>

<施策の方向>



4 事業計画

I 増大する保育需要に対応する受入環境づくり

【要保育児童への対応】

(単位：人)

	要保育児童数	合計	認可入所児童数	認定保育室(入所促進)	認定こども園(入所促進)	定員	円滑化
21年度(実績)	8,488	7,880	7,762	116	2	7,558	324
26年度(目標)	8,748	8,909	8,729	160	20	8,443	422

※ 認可入所児童数：定員×98.4%+円滑化（21年度の定員に対する入所児童の割合：98.4%）

1 待機児童の解消

【個別事業】

施策No.	事業名	事業の方向	事業目標（26年度）
①	保育所の新設による受入れの拡大	保育ニーズが高い地域を中心に、保育所を整備する。	平成26年度までに 本園：6か所380人 分園：4か所120人
②	保育所の建替え等による定員拡大の推進	既存保育所の建替え及び公立保育所の民営化とあわせて定員拡大を図る。	平成26年度までに 建替え：7か所155人 民営化：1か所 30人
③	入所円滑化の活用	保育所の定員を超えて子どもを受け入れる入所の円滑化を推進する。	入所円滑化率： 5%（年度当初）
④	認定保育室の活用	保育資源の一つとして、指定施設の拡充を進め、積極的な活用を図る。	認定保育室を利用する待機児童：160人（年度当初）
⑤	幼稚園型認定こども園制度の活用	保育資源の一つとして、幼稚園型認定こども園の保育機能について、積極的な活用を図る。	幼稚園型認定こども園を利用する待機児童：20人（年度当初）
⑥	保育施設等への利用誘導	保育所入所希望者の状況を把握し、一時保育や預かり保育、認可外保育施設等他の保育資源の活用を図り、保育所入所以外の方策を提案、誘導する。	平成22年度から 検討・実施
⑦	大規模開発業者等への保育施設設置の働きかけ	大規模な住宅開発（マンション、宅地等）により、近隣の保育需要の増加が見込まれる場合、計画段階において保育施設を設置を開発業者等に働きかける。	平成22年度から 検討・実施

Ⅱ 多様化する保育需要に対応する柔軟な環境づくり

2 保育サービスの拡充

【個別事業】

施策 No.	事業名	事業の方向	事業目標（26年度）
⑧	延長保育の拡充	保護者の就労形態の多様化、就労時間の長時間化等に対応するため、1時間の延長保育を原則全保育所で実施し、2時間以上の延長保育は保育需要を考慮して拡充する。	1時間延長保育を原則全保育所で実施 （津久井地域の公立保育所については、今後の配置と合わせて検討）
⑨	夜間保育の拡充	保護者の勤務時間の多様化に対応した夜間保育事業を保育需要や地域バランスに配慮して拡充する。	2か所で実施 （1か所増設）
⑩	休日保育の拡充	保護者の休日就業に対応した日・祝・年末の休日保育事業を保育需要や地域バランスに配慮して拡充する。	4か所で実施 （2か所増設）
⑪	病児・病後児保育の拡充	病気回復期にある子どもの保育需要に対応する病後児保育を拡充するだけでなく、病気回復期に至らない子どもへの保育需要にも対応するため、病児保育を実施する。	4か所で実施 （3か所増設）
⑫	障害児保育の推進	すべての保育所での統合保育を継続して推進するとともに、地域バランスに配慮した障害児保育研究保育所を拡充する。	統合保育実施保育所： 全保育所で実施 障害児保育研究保育所： 7か所指定
⑬	配慮を要する子どもの受入れの推進	アレルギー・アトピーのある子ども、外国人で日本の生活に順応できない子ども等、特別な配慮や保育体制が必要な子どもの受入れを推進する。	全保育所で実施
⑭	健全な保育環境の確保と保育サービスの充実	津久井地域の状況を考慮し、健全な保育環境の確保を目指すため、施設の適正な規模や配置を検討するとともに、保育サービスの充実を図る。	平成22年度から 検討・実施

Ⅲ 在宅で子育てをしている家庭への支援環境づくり

3 地域子育て支援の充実

【個別事業】

施策 No.	事業名	事業の方向	事業目標（26年度）
⑮	育児情報提供環境の充実	インターネットなどを活用して、子育てをしている家庭がいつでも気軽に子育て情報を取得できる環境を充実させる。	総合的な子育て情報の提供
⑯	子育て広場事業の実施	子育て広場事業として、子育て中の親子が気軽に集える場を提供し、また保育所の専門機能を活用し、子どもの年齢や個性に応じた育児相談等を実施することにより、保護者の育児不安を解消するなどの支援を行う。	全保育所で実施 （津久井地域の公立保育所については、今後の配置と合わせて検討）
⑰	子育て中の親子でつくるサークルへの支援の推進 ----- 学生やボランティアの受入れの推進	子育て広場事業として、地域の子育て支援を担う人材育成を推進するため、保育所の専門機能を活用して、子育てサークルの活動支援を行うとともに学生やボランティアを保育所で受け入れ、保育体験をとおして地域の育児力向上を図る。	全保育所で実施 （津久井地域の公立保育所については、今後の配置と合わせて検討）
⑱	一時保育の拡充	保護者のパート就労や疾病・出産・冠婚葬祭時などに、子どもを一時的に預かる事業（一時保育）の拡充を図る。	54か所で実施 （津久井地域の公立保育所については、今後の配置と合わせて検討）

相模原市幼稚園教育振興プログラム

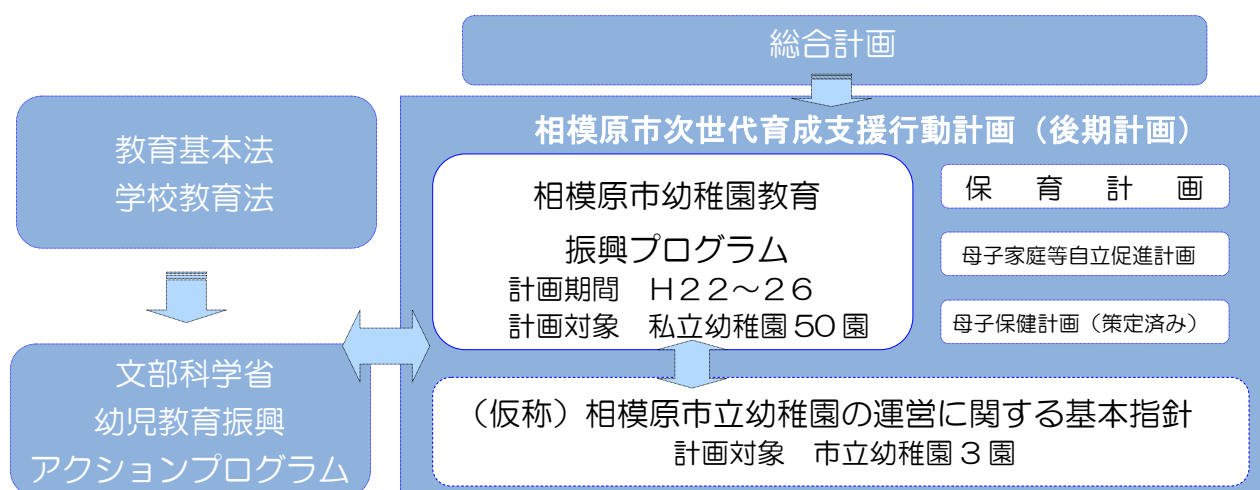
I 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本プログラムは、近年の幼児教育を取り巻く環境や認定こども園等の関連制度の変化等を踏まえながら、平成17年3月に策定した相模原市幼稚園教育振興プログラムを改定し、幼稚園教育について本市と私立幼稚園が連携して取り組む施策を示すものとしてします。

2 計画の位置付け

相模原市次世代育成支援行動計画（後期計画）の一領域を構成する個別計画として位置付けます。



注1 旧津久井4町との合併により設置した相模原市立幼稚園については、現在策定中の「(仮称) 相模原市立幼稚園の運営に関する基本指針」において、本プログラムとの整合を図りながら、今後の運営の方向性等を定めます。

3 計画の期間

計画期間は、相模原市次世代育成支援行動計画（後期計画）と同様に平成22年度から26年度までの5年間とします。

4 私立幼稚園在園児数の推移

3～5歳の子どものうち、約6割が就園している私立幼稚園は、本市の幼児教育の中核を担っています。

(単位：人)

年度	実績	計画期間					参考期間			備考	
		21	22	23	24	25	26	27	28		29
在園児数等	幼児人口	18,383	17,955	17,643	17,083	16,653	16,332	16,012	15,726	15,516	在園児数のピーク 平成19年 11,144人
	在園児数 (対前年増減)	10,827 (▲222)	10,679 (▲148)	10,447 (▲232)	10,071 (▲376)	9,783 (▲288)	9,560 (▲223)	9,351 (▲209)	9,155 (▲196)	8,997 (▲157)	
	就園率(%)	58.9	59.5	59.2	59.0	58.7	58.5	58.4	58.2	58.0	

注1 平成22年度以降の人口は、平成17年度国勢調査結果に基づき、コーホート要因法（時間変化を軸に、同じ年に出生した集団の人口の変化をとらえて行う推計法）のほか、社会的要因を見込んで推計したものです。

注2 幼稚園在園児数の推計は、平成21年度就園率に過去4年間の就園率の増減等を加えた数値を幼児人口に乗じて見込んでいます。

5 計画の体系図

基本目標

主な施策

基本目標 1

幼稚園への就園を促進するとともに、充実した幼稚園教育の提供を図ります。

(1) 就園の促進

幼稚園就園奨励補助事業の充実

(2) 統合保育の促進

事業促進のための助成制度の充実
療育研修の推進

(3) 健康管理の促進

定期健康診断への助成の充実
治癒証明書発行に対する助成

(4) 研究・研修の充実

幼児教育調査研究への助成
幼稚園教諭初任者研修の充実

(5) 就学前教育と小学校教育の連携の推進

幼小間の派遣研修の実施
就学前・小学校教育の連携組織設置

(6) 異年齢・異世代交流の推進

小・中学生との交流

基本目標 2

幼稚園において教育・保育・子育て支援の総合的な提供を図ります。

(1) 預かり保育の充実

事業の通年化など、より利用しやすい制度の構築

(2) 地域に開かれた幼稚園づくり

子育て相談、未就園児の親子登園などの子育て支援の充実

(3) 認定こども園制度の活用促進

幼稚園型認定こども園の設置促進
保護者負担の軽減

II 事業計画

基本目標 1

幼稚園への就園を促進するとともに、充実した幼稚園教育の提供を図ります。

(1) 幼稚園への就園の促進

保護者負担の軽減を図り、幼稚園への就園を奨励するため、助成制度のさらなる充実に努めていきます。

具体的施策	内容	実施年度				
		22	23	24	25	26
幼稚園就園奨励補助事業の充実	幼稚園在園児の保護者の負担軽減を図り、幼稚園への就園を奨励するため助成制度の充実に努める。					
		調査・検討・実施				

(2) 幼稚園における統合保育の促進

幼稚園・家庭・市・専門機関等が密接な連携を図りながら、園児一人ひとりの発達に合わせた支援の充実に努めていきます。

具体的施策	内容	実施年度				
		22	23	24	25	26
統合保育の促進	統合保育を行う幼稚園に対する障害児教育助成制度等の充実に努める。					
	調査・検討・実施					
	園児一人ひとりの発達に合わせた支援が図られるよう、幼稚園教諭に対する療育研修を推進する。					
継続						

(3) 園児の健康管理の促進

園児健康診断事業に対する助成制度等の充実に努めることにより、園児の健康の保持増進に努めていきます。

具体的施策	内容	実施年度				
		22	23	24	25	26
園児の健康管理の促進	園児の定期健康診断及び治癒証明書発行に対する助成制度を継続して実施する。					
	継続					
	歯科健康診断に対する助成など、園児の健康管理のための支援策の充実に努める。					
調査・検討・実施						

(4) 幼児教育に関する研究・研修の充実

園児一人ひとりの発達の課題に即した適切な指導が行われるよう、幼児教育の研究・研修の充実に向けた取組に対する支援を行っていきます。

具体的施策	内容	実施年度				
		22	23	24	25	26
幼稚園教育振興補助事業 幼児教育調査研究補助事業	幼稚園の教育研究・研修経費等を補助対象とする幼稚園教育振興補助制度等を継続して実施する。					
		継続				
幼稚園教諭 初任者研修の充実	政令指定都市への移行に伴い、新任の幼稚園教諭を対象とした教員研修を実施する。					
		実施				

(5) 就学前教育と小学校教育の連携の推進

幼稚園、保育所、小学校の代表者で構成する連携組織の設置などを通じ、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実に向けた取組を進めていきます。

具体的施策	内容	実施年度				
		22	23	24	25	26
幼小間の派遣研修の実施	小学校教諭の幼稚園派遣研修を継続して実施する。					
	継続					
	幼稚園教諭の小学校への派遣研修について調査・検討する。					
	調査・検討・実施					
就学前教育と小学校教育の連携組織の設置	就学前教育と小学校教育の連携組織の設置などを通じ、幼稚園等と小学校の連携の拡充を図る。					
		実施				

(6) 異年齢・異世代交流の推進

市内の小・中学校では総合的な学習の時間等の中で幼稚園との交流などを実施していますが、今後もこうした異年齢・異世代交流の推進に努めていきます。

具体的施策	内容	実施年度				
		22	23	24	25	26
異年齢・異世代交流の推進	小・中学校の総合的な学習の時間等で行う幼稚園との交流等や、その他各種交流事業の実施を推進する。					
		継続				

成果指標（平成21年度⇒平成26年度）

□ 3歳児（年少児）の幼稚園への就園率 40.1%⇒43.6%

基本目標 2

幼稚園において教育・保育・子育て支援の総合的な提供を図ります。

(1) 預かり保育の充実

事業の通年実施の促進など、本市の教育・保育ニーズを踏まえながら、預かり保育の内容やその質の向上に向けた取組に対する支援を行っていきます。

具体的施策	内容	実施年度				
		22	23	24	25	26
預かり保育の充実	預かり保育の通年実施の促進など、保護者にとってより利用しやすい制度の構築を促進する。					
		継続				

(2) 地域に開かれた幼稚園づくり

幼稚園が持っている人材や施設などを活かした地域に開かれた幼稚園づくりの取組に対する支援を行っていきます。

具体的施策	内容	実施年度				
		22	23	24	25	26
地域に開かれた幼稚園づくり	未就園児の親子登園、子育て相談など、幼稚園が行う地域における子育て支援を促進する。					
		継続				

(3) 認定こども園制度の活用促進

就学前の子どもの多様な教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢の提供を進めていきます。

具体的施策	内容	実施年度				
		22	23	24	25	26
幼稚園型認定こども園の設置促進	幼稚園型認定こども園の設置を促進するため、保育所的機能の充実のための助成を行う。					
		継続				
「保育に欠ける子」の保護者負担の軽減	保育所の入所要件を満たす子どもの幼稚園型認定こども園への就園を促進するため、保護者の負担軽減を図る。					
		継続				

成果指標（平成 21 年度⇒平成 26 年度）

- 預かり保育を通年実施している幼稚園の割合 68.0%⇒80.0%
- 認定こども園の認定を受けている幼稚園の割合 6.0%⇒20.0%

相模原市母子家庭等自立促進計画

1 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

母子及び寡婦福祉法が、平成14年11月に改正され平成15年4月に施行されました。この中で、国や地方自治体は、より細やかな施策を計画、展開し、母子家庭等に対する支援を実施することが求められています。

相模原市では、法の施行を受け、改正された母子及び寡婦福祉法第12条の規定に基づき、前期（平成17年度～平成21年度）に引き続き「母子家庭等自立促進計画」を策定し、母子家庭等の自立促進に向けた支援を行うものです。

本計画は、母子家庭等の生活への支援、就業への支援、経済的支援及び相談体制・情報提供方法など様々な支援策を充実、推進することで、母子家庭等の生活の安定と自立をめざすことを目的とします。

なお、この計画において、「母子家庭等」とは、母子家庭及び寡婦並びに父子家庭をさします。

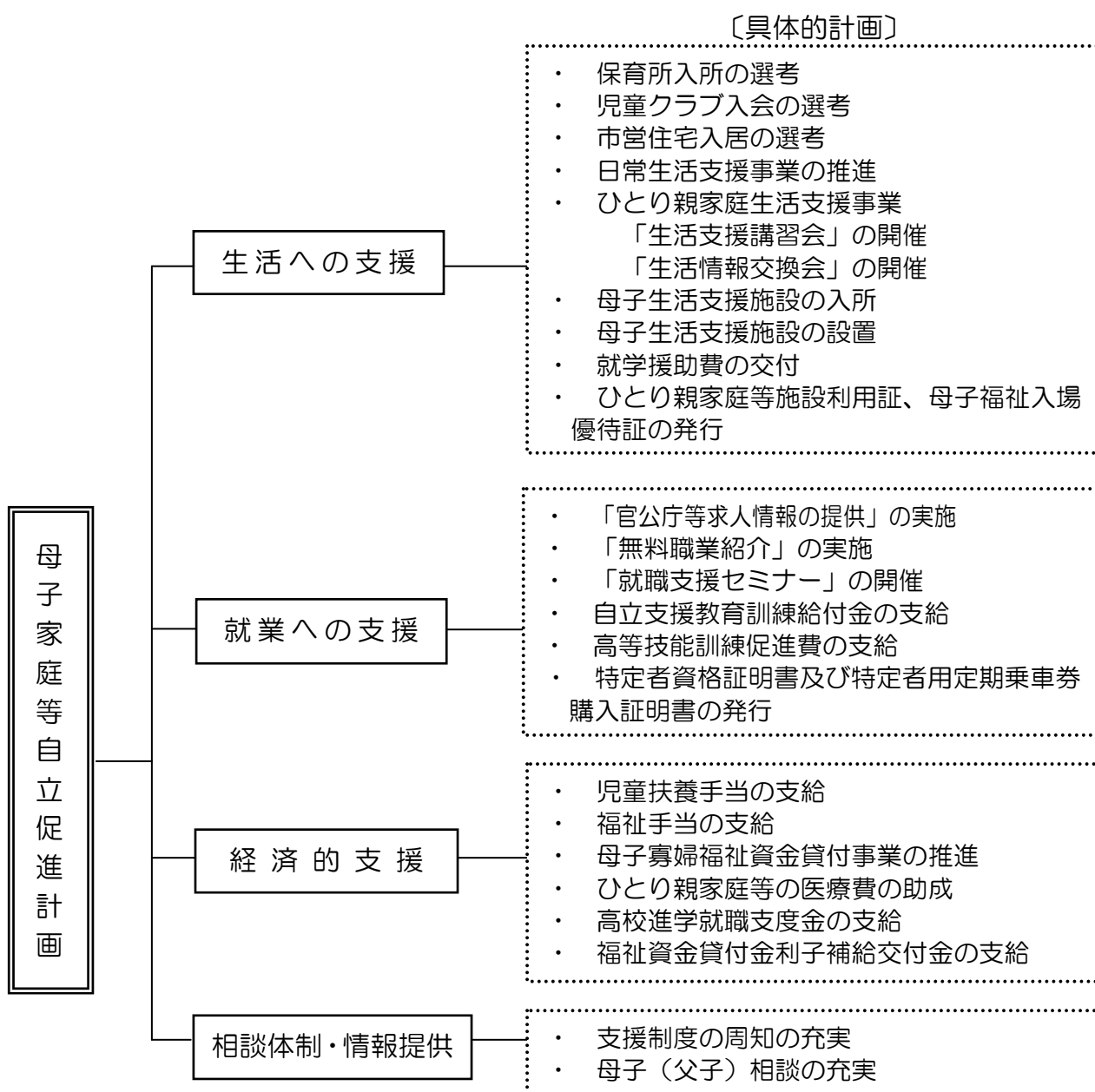
2 計画の位置付け

相模原市次世代育成支援行動計画の個別計画

3 計画の期間

平成22年度から平成26年度までの5年間

2 母子家庭等自立促進計画体系図



3 成果指標

指 標	単 位	基準値 (H20)	目 標 (H26)	指標の説明等
児童扶養手当の受給開始後 5年経過者の就労している 割合	%	86.3	88.0	就労による自立に向けた 指標（児童扶養手当法第 13条の2の該当者で就 労している者）

※児童扶養手当法第13条の2は、手当受給から5年を経過等し就業や求職活動を行わず、本人の障害等の理由が無く就業していない場合、支給額を2分の1にするものです。

4 支援施策の具体的計画

1 生活への支援

事業名	内容	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	対象者		
							母子	父子	寡婦
保育所入所の選考	入所申込をしたひとり親家庭の子どもは、入所選考基準に加点を行い選考します。	継続	→	→	→	→	○	○	
児童クラブ入会の選考	入会申込をしたひとり親家庭の子どもは、入会審査基準に加点を行い選考します。	継続	→	→	→	→	○	○	
市営住宅入居の選考	入居申込の基本的資格を有するひとり親家庭について、入居者選考に際し、福祉的配慮として、加点を行い選考します。	継続	→	→	→	→	○	○	
日常生活支援事業の推進	ひとり親家庭や寡婦が家族の病気や冠婚葬祭への出席などで一時的に家庭機能が低下したとき、家庭生活支援員を派遣し、手助けをします。	継続	→	→	→	→	○	○	○
ひとり親家庭生活支援事業「生活支援講習会」の開催	ひとり親家庭の育児や親や寡婦の健康など生活に役立つ様々な講習会を開催します。	継続	→	→	→	→	○	○	○
ひとり親家庭生活支援事業「生活情報交換会」の開催	ひとり親家庭の親や寡婦が日常生活で直面する諸問題についてお互いに情報交換する場を設けます。	継続	→	→	→	→	○	○	○
母子生活支援施設の入所	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその監護すべき子どもについて、生活の支援指導が必要と認められるときに母子生活支援施設に保護します。	継続	→	→	→	→	○		
母子生活支援施設の設置	母子の自立の促進のためにその生活を支援する母子生活支援施設を設置します。		設置	→	→	→	○		
就学援助費の交付	経済的理由により、就学困難な児童生徒の就学を援助するため、学用品費や学校給食費等を交付します。	継続	→	→	→	→	○	○	
ひとり親家庭等施設利用証、母子福祉入場優待証の発行	ひとり親家庭等施設利用証（相模原市）や母子福祉入場優待証（神奈川県）を発行し、施設使用料の優待を行います。	継続	→	→	→	→	○	○	

2 就業への支援

事業名	内 容	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	対象者		
							母子	父子	寡婦
「官公庁等求人情報の提供」の実施	求人情報の提供を希望する母子家庭の母に国等から提供された非常勤職員やアルバイトなどの求人情報を提供します。	実施	→	→	→	→	○		
「無料職業紹介」の実施	公共職業安定所と連携し、母子家庭の母や寡婦に対して、無料で職業紹介をします。	実施	→	→	→	→	○		○
就業促進事業 「就職支援セミナー」の開催	母子家庭の母の就業、キャリアアップを図るため、就業準備や転職に関するセミナーを開催します。	継続	→	→	→	→	○		
自立支援教育訓練給付金の支給	母子家庭の母が自主的に受講する教育職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練講習終了後に自立支援教育訓練給付金を支給します。	継続	→	→	→	→	○		
高等技能訓練促進費の支給	母子家庭の母が就職に有利となり、生活の安定に資する資格を取得することを促進するため、養成校での受講期間のうち一定期間について高等技能訓練促進費を支給します。	継続	→	→	→	→	○		
特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書の発行	児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族が、JR通勤定期を購入する際に30%割引となる特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行します。	継続	→	→	→	→	○		

3 経済的支援

事業名	内 容	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	対象者		
							母子	父子	寡婦
児童扶養手当の支給（※）	父母の離婚、死別などにより、父又は母と生計を同じにしていない子どもを養育している者に、子どもが18歳に達する日以降最初の3月31日まで児童扶養手当を支給します。（所得制限あり）	継続	→	→	→	→	○	○	
福祉手当の支給	父母の離婚、死別などにより母子・父子家庭となった世帯の子どもを養育している者に子どもが18歳に達する日以降最初の3月31日まで母子・父子家庭等福祉手当を支給します。（所得制限あり）	継続	→	→	→	→	○	○	

※児童扶養手当法の改正により、父子家庭が対象となるのは平成22年8月1日以降の予定です。

事業名	内 容	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	対象者		
							母子	父子	寡婦
母子寡婦福祉資金貸付事業の推進	母子家庭の母及び子ども、親のいない子ども及び寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付を行います。	継続	→	→	→	→	○		○

事業名	内 容	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	対象者		
							母子	父子	寡婦
ひとり親家庭等の医療費の助成	ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成します。(所得制限あり)	継続	→	→	→	→	○	○	

事業名	内 容	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	対象者		
							母子	父子	寡婦
高校進学就職支度金の支給	12月1日現在、中学3年生の子どもを養育している母子・父子家庭に進学又は就職の支度金を支給します。	継続	→	→	→	→	○	○	

事業名	内 容	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	対象者		
							母子	父子	寡婦
福祉資金貸付金利子補給交付金の支給	母子寡婦福祉資金貸付金の貸付を受け、その年分の償還を完了している者に返済した利子相当額を補給します。	継続	→	→	→	→	○		○

4 相談体制・情報提供

事業名	内 容	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	対象者		
							母子	父子	寡婦
支援制度の周知の充実	ひとり親家庭に対する福祉支援サービスについて、「福祉のてびき」やインターネットの活用により、周知方法を充実します。	継続	→	→	→	→	○	○	

事業名	内 容	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	対象者		
							母子	父子	寡婦
母子（父子）相談の充実	相談員が、母子家庭の母や父子家庭の父の自立や生活支援などの相談に応じ、また、母子寡婦福祉資金の貸付や養育費を確保する相談も行います。(母子寡婦福祉資金の貸付は、父子家庭を除く)	継続	→	→	→	→	○	○	○

相模原市次世代育成支援行動計画（後期計画）

－さがみはら いきいき親子 応援プラン－

【概要版】

発行／相模原市健康福祉局こども育成部こども青少年課

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-769-9811

FAX 042-759-4395

E-mail kodomoseisyonen2@city.sagamihara.kanagawa.jp